

奈良県告示第百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第五項又は第六項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和六年六月二十五日

奈良県知事 山下 真

業 者	指定訪問看護事業者等 又は居宅介護事業者若 しくは居宅介護支援事 業者	事業所	訪問看護ステーション 等又は居宅介護事業所 若しくは居宅介護支援 事業所	変 更 事 項		変 更 年 月 日
	名称		所在地	旧	新	
名称	主たる事務 所の所在地	名称	所在地	旧	新	令和六年五 月一日
一般社団 法人イー デンホー ル	生駒市東松 ヶ丘五―二	訪問看護 ステ―シ ョンくる み	生駒市俵口 町一五二― 一―四〇 二号	(事業所 所在地) 生駒市東 松ヶ丘五 ―二二	(事業所 所在地) 生駒市俵 口町一五 二―一 ―四〇二 号	